

大雨・台風等への対応について

非常時に関わって、三原市教育委員会より基準が示されていますので、本校もこれに基づいて対応いたします。ご承知おきください。

1 警報による措置について

- (1) 午前6時の段階で、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道において、三原市または三原市を含む地域（尾三地域、県南部、県全域）に「大雨警報」「洪水警報」「暴風警報」等のいずれかが発令されている場合

⇒市内すべての小学校は臨時休業となります。学校から改めて臨時休業のメール配信（すぐーる）はありませんので気象情報に気を付けてください。

- (2) 午前6時以降登校までに警報が発令された場合

① 自宅を出る前に警報が発令された場合⇒自宅待機

② 登校途中に警報が発令された場合⇒登校

※その後の対応については、登校状況、気象状況等により判断をして、決定事項を

連絡メール（すぐーる）でお知らせします。



- (3) 登校後に警報が発令された場合

⇒その後の対応については、気象状況等により判断をして、決定事項（授業打ち切り、保護者のお迎え等）連絡メール（すぐーる）でお知らせします。

※いずれの場合も、メールを見られた場合は、既読確認をクリックしてください。
(そうすると、メールが伝わったかどうかは 学校で確認できます。)

2 注意事項

- (1) 臨時休業となり児童が家庭にいる場合、「警報」が発令されている間は、児童の外出は絶対にさせないようご配慮ください。警報の出されている日の過ごし方についてはご家庭でもご指導ください。

- (2) 「警報」が解除され、外出する場合があっても、次のことに十分気をつけさせてください。

- ・増水している河川には近づかない。
- ・高波の恐れがある海岸には近づかない。
- ・地盤がゆるんでいる場所には近づかない。
- ・切れた電線には近づかない。 等